

第 24 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 7 月 22 日（金）午前 9 時 33 分から 10 時 9 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	1 1 番	西田	三郎		
農業委員	1 番	高田	真盛	2 番	牛野 進一郎
	3 番	久保田	力雄	4 番	砂坂 浩一郎
	5 番	小山	幸良	6 番	寺内 秀昭
	7 番	河野	律雄	8 番	古市 道則
	9 番	中畠	一三		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田	善昭	ロ.	片板	大作
ハ.	雨田	俊孝	二.	原田	晃生
ホ.	小脇	尚武			

4. 欠席委員

農業委員	1 0 番	中之藪	堅二郎
------	-------	-----	-----

農地利用最適化推進委員（順不同）

へ.	向井	克巳	ト.	中園	廣行
チ.	中峯	哲義			

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 24 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第 4 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 直樹
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

総合農政課 農業政策推進担当補佐兼農業再生対策係長 小川 浩輝

7. 会議の概要

事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。

議席番号 10 番 中之藺堅二郎委員。

農地利用最適化推進委員の向井克巳推進委員、中園廣行推進委員、中峯哲義推進委員です。

本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第 6 条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 24 回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 5 番 小山幸良委員、6 番 寺内秀昭委員を指名します。

議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 24 号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 1 号の説明をお願いいたします。事務局。資料の 2 ページをお開きください。

議案第 1 号は、農用地利用集積計画(案)の承認について、令和 4 年 7 月 29 日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 7 件・農地中間管理権 1 件)を定めたいので承認を求めるものです。

私の方で、農用地利用集積計画(案)の内の賃借権 7 件について説明を行います。

資料 3 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日が令和 4 年 7 月 29 日とするもので、始期を令和 4 年 8 月 1 日、終期を令和 9 年 1 月 31 日とするもので、期間は 4 年 6 月で、畑の●●㎡の 1 件と、始期を令和 4 年 8 月 1 日、終期を令和 9 年 5 月 31 日とするもので、期間は 4 年 10 月で、畑の●●㎡の 1 件、始期を令和 4 年 8 月 1 日、終期を令和 9 年 9 月 31 日とするもので、期間は 5 年 2 月で、畑の●●㎡の 1 件、

始期を令和4年8月1日、終期を令和14年7月31日とするもので、期間は10年で、畑の●●㎡の4件で、計7件・畑が12筆の●●㎡となります。

資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

1番、利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 A・85歳。利用権の設定を受ける者は南種子町○○××番地 B・64歳です。Bの経営面積は、●●㎡。申請地は、○○字△△××番と○○字△△××番の2筆で、地目は畑。面積は●●㎡で、さとうきびを作付けします。権利の種類は賃借権で、賃借料は10アール当り〇万円で、支払方法は口座振込みで、設定内容は再設定となります。

2番以降ですが、利用権の設定をする者は、C・76歳、利用権の設定を受ける者は、B・64歳です。

3番・4番ですが、利用権の設定をする者は、D・87歳とE・80歳、利用権の設定を受ける者は、Fです。

5番・6番は、利用権の設定をする者は、G・39歳とH・65歳、利用権の設定を受ける者は、I。

7番は、利用権の設定をする者は、J・74歳で、利用権の設定を受ける者は、K・63歳です。

合計で畑が12筆。●●㎡となります。

詳細については、お目通しをお願いします。

図面は6ページから添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権7件についての説明を終わります。

事務局

引き続き14ページをお開きください。農地中間管理権の設定です。公告年月日は基盤法によるものと同様で、令和4年7月29日。期間につきましては、令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年間で1件です。

15ページをご覧ください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番は、利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 L・84歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、右端の備考欄に記載してあるとおり、Mが耕作者となっています。土地の所在が○○字△△××番・××番・××番の3筆で、地目は全筆、田で、面積は合計で●●㎡、水稻を作付けします。10年間の賃貸借で粃〇〇kgの現物渡しです。図面は16ページに添付していますので、お目通しください。なお、この2人は親戚であります。

賃借権及び中間管理権等を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められま

すので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている
と考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積計画（案）について承認を求めます。
説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定する
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のよう
です。原案のとおり決定します。
議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証
明）について、申請人：N を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします。事務局。
17 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地
証明）について審査を求めるもので、1 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 N。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目は田、地積は●●㎡です。

他に〇〇字△△××番、登記地目は宅地、〇〇字△△××番、同字××
番、登記地目は畑、の 4 筆で、地積合計が●●㎡です。

変更年月日については、昭和 50 年以前です。

現況といたしまして、『〇〇字△△××番は畑として 12 年前より、残りの
申請地については昭和 50 年以前より耕作しておらず、荒れており、農地
に適していないため。』とのことです。

参考資料は 18 ページから添付していますのでお目通し願います。

以上の内容につきましては、7 月 11 日の現地調査において、相違ないこ
とを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いい
たします。

整理番号 1 番 10 番委員が欠席でございますので、農地部長の 8 番委員
にお願いします。

農地部長 資料 19 ページをご覧ください。1 番は〇〇神社そばの宅地なんですけ
れども、現地を見ても荒れていて畑にするということは難しい、これは
元々宅地ではなく農地として利用していたんですけど、無理じゃないかな

と思います。2番の〇〇の田についても、〇〇の旧道と新道との間に挟まれて田んぼとして残ったものですが、現状としては荒れ地で、作れる状態ではありません。

次に資料22ページをご覧ください。〇〇の2枚の畑については、現地が荒れていて山林化しており、現場まで行ける状況でなく、耕作できる状態ではありません。この土地は非農地として適当ではないかと思います。写真で見たとおりです。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇(〇〇・〇〇)地内 21筆を議題にします。

それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 最初に資料の訂正があります。資料24ページの整理番号9番について、台帳所有者の〇氏に同姓同名がおりまして、住所の訂正をお願いします。正しい住所は〇〇××番地になります。

続いて資料の説明をします。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は、現地調査の結果農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が熊毛郡南種子町〇〇××番地 P。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●㎡です。外、畑が20筆で、地積合計は●●㎡になります。

参考資料として26ページから現地調査資料を添付しておりますので、お目通し願います。

この21筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、7月11日の現地調査において、会長・農地部長・月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農業振興地域整備計画変更(案)に係る意見について、変更計画:農用地の除外を議題にします。(農業政策推進担当補佐兼農業再生対策係長) 補佐。

総合農政課補佐 おはようございます。総合農政課の〇〇です。

議案第4号について、ご説明をいたします。

議案第4号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。

資料につきましては、30ページからご覧ください。今回の変更につきましては、農用地区域からの除外の2件ということになります。

まず1件目の申請者は、Q氏で変更しようとする土地は、大字〇〇字△△××番の一部でございます。除外面積は●●アールであり、変更後の用途は農家住宅及び農家倉庫用の宅地であります。

続きまして2件目の申請者は、R 代表取締役 S氏であります。変更しようとする土地は大字〇〇字△△××番の一部と××番でございます。除外面積は実測面積で●●アールであり、変更後の用途は廃棄物一時置場となります。

詳細につきましては、添付の資料の方に載せてございますので、お目通し方をお願いいたします。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 11番委員。

11番委員 農業振興地域からの除外ですが、これは町長の専権事項になるかと思えますけれども、その中で農業委員会の意見を諮るということがあります。そうなった時に、農業委員会が否決すればこの案件は通らないことになるのか。

それともう1点が、これまでの何件か農振除外がありましたけれども、現地調査をこれはしていない。委員会の意見を諮るにしても、この案件を現地調査した方がいいのではないかという提案でございます。

議 長 事務局、お願いします。

総合農政課補佐

ご質問についてですが、農振除外につきましては、最終的には県の許可判断ということになります。町としましては本日の農業委員会の皆さんのご意見、それから農協のご意見、それから土地改良区のご意見を添えて、三者のご意見を添えて町が県に審議を求め、県が許可するという流れになります。ですので、11番委員のご指摘のとおり農業委員会の許可が下りなければ、実質除外の変更はできないという形になると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。現地調査の件につきましては、農業委員会ですらよろしいでしょうか。

事務局

お答えします。農振除外の調査については、これまでも行っていなかったもので、今後の検討としていきたいと思います。よろしいでしょうか。

11番委員

はい。

総合農政課補佐

現地調査につきましては、町と熊毛支庁の担当と一緒に現地に出向いてですね、現状の把握をしながら事前の打合せということは総合農政課の方では一応しております。その結果を踏まえて農業委員会の方に許可の申請を出しているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長

はい、11番委員よろしいでしょうか。

11番委員

農業委員としても、委員会として現地調査をやりますよということですか。

事務局

「やりますよ」ということではなく、課内で協議するというので、今後どうするかは現時点ではお答えしかねます。よろしくお願いします。

議 長

はい。

事務局

これまでも農振除外の時は農業委員会現地調査をせずに、5条申請のときに現地調査をしておりました。今後農振除外の承認の依頼があった時にするのか、5条申請の時に併せてするのか、こちらの方で検討していきたいと思います。皆さんのご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

議 長

ここから懇談に入ります。

議 長

ここで懇談を解きます。

議 長

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。